

令和7年5月21日

各位

公益社団法人北海道観光機構
代表理事 中村 智
(公印省略)

令和7年度アドベンチャートラベル推進事業「ATガイドPR（広告宣伝）事業」の
委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 委託事業名
令和7年度 ATガイドPR（広告宣伝）事業
2. 事業目的
令和5年9月に北海道でATWS2023がアジアで初めて実施開催され、海外から北海道へのアドベンチャートラベル（AT）に対する注目度が高まっており、ATの魅力の訴求や商品価値を高めていく絶好のタイミングといえる。
また、北海道観光機構では2024年6月に発表したグランドデザインにて「2030年度に総観光消費額3兆円にする」という大きな目標を掲げている。その達成のためには観光消費額の高い外国人観光客のさらなる増加が必須である。
本事業では国際航空路線機内の各種媒体を通じて北海道認定 ATガイドの紹介及び北海道特有の自然や文化資源等の魅力を紹介することによりアドベンチャートラベルを嗜好する層に対して来道意欲の醸成を図る。
3. 応募方法
募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。
4. 主な業務委託内容
国際航空路線機内媒体を通じた北海道認定 ATガイド等のPR。
5. 今後のスケジュール（予定）

5月21日（水）	公示・観光機構WEBサイト掲載
6月3日（火）	企画提案参加表明締切
6月20日（金）	企画提案書の提出期限
6月中旬	企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託事業者決定
6月下旬	契約締結、業務開始
6. 問合せ先
札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
(公社)北海道観光機構 事業企画本部
担当：堀田 彰 TEL 011-231-0941 ak_horita@visithkd.or.jp

以上

「令和7年度 ATガイドPR（広告宣伝）事業」
に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 事業目的

令和5年9月に北海道でATWS2023がアジアで初めて実施開催され、海外から北海道へのAT（アドベンチャートラベル）に対する注目度が高まっており、ATの魅力の訴求や商品価値を高めていく絶好のタイミングといえる。

また、北海道観光機構では2024年6月に発表したグランドデザインにて「2030年度に総観光消費額3兆円にする」という大きな目標を掲げている。その達成のためには観光消費額の高い外国人観光客のさらなる増加が必須である。

本事業では国際航空路線機内の各種媒体を通じて北海道認定ATガイドの紹介及び北海道特有の自然や文化資源等の魅力を紹介することによりアドベンチャートラベルを嗜好する層に対して来道意欲の醸成を図る。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間

契約締結の日～令和8年3月10日（火）

(2) 業務スケジュール

5月21日（水）	公示・観光機構WEBサイト掲載
6月3日（火）	企画提案参加表明締切
6月20日（金）	企画提案書の提出期限
6月中旬	企画提案の審査、委託事業者決定
6月下旬	契約締結、業務開始

※日程は変更となる場合があるため、その都度確認すること。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

航空会社と連携し、機内ビデオプログラム等国際路線内の媒体を活用した北海道認定 AT ガイドの PR を実施すること。

放映する動画については、紹介する AT ガイドのインタビュー等の新規撮影と、観光機構が保有する AT 関連動画を組み合わせて制作すること。

(1) 映像制作

①用途

航空会社の機内ビデオプログラム用素材提供

②航空会社

欧米豪の何れかに定期路線のある航空会社2社以上を選定すること。

③基本規格

選定した航空会社の指定による

④映像の制作・内容（編集方法・素材）

既存素材の編集を基本とし制作すること。但し、紹介する北海道認定 AT ガイドのインタビュー映像や、必要な場合はアクティビティ中の映像等については新規で撮影し編集すること。

ア) 北海道認定 AT ガイドのインタビューやアクティビティの様子を通して北海道の AT の魅力が伝わる内容とし、北海道特有の自然や文化等が感じられるような内容とすること。

イ) 映像で紹介する AT ガイド（インタビュー先）を2名以上選定すること。

ウ) イ) で紹介するガイドに加え、「北海道 AT ガイド紹介」として、北海道認定 AT ガイド全員を紹介すること。

[【最新版 HP】 AT ガイド一覧 250516.pdf](#)

*制作時には最新の認定ガイド情報を確認すること。

エ) 制作する動画は、20～30分程度の内容にまとめること。

オ) 使用言語は英語を必須とし、それ以外は航空会社の基準に準じること。

カ) イ) の人選は観光機構と事前協議すること。

キ) 事業実施内容は観光機構と協議の上決定すること。また動画納品前の段階で観光機構に内容の確認を行うこと。

⑤留意事項

ア) 使用する音源（BGM）等は、著作権フリー素材を使用すること。有償素材使用の場合はその使用範囲が納品後の編集を含む2次利用が可能であること。

イ) 仮編集の段階で、観光機構に内容の確認を行うこと。

ウ) 映像及び編集後の動画の著作権は、観光機構に帰属するものとする。

(2)機内ビデオの放映時期

①配信回数・時期

令和7年12月～令和8年2月の間で、1ヶ月程度連続で放映するものとする。

(3)その他自由提案

(1)の事業をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。

(4)事業報告と権利関係の整理

① 事業完了報告書について

A4版日本語で作成し、ハードコピーを2部提出すること。

② 権利関係の整理について

作成した記事やアンケート結果等については、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。

③ 電子データの提出

上記1～2の内容を格納したUSBメモリを1本提出すること。

(5)その他

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同程度の現物協賛の獲得に努め、報告書に記載すること。（積算表含）

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

(1) 提出期限 令和7年6月3日（火）15:00

(2) 提出方法 Eメール（書式は任意）

(3) 提出場所 事業企画本部 堀田彰 ak_horita@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4用紙1枚程度）。

③ 実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）

⑦ 見積書（参考見積り）

- 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
 - 各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること
 - 協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること
 - 観光機構職員の旅費は積算に含まないこと
 - 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること
- (2) 規格及び部数
A4判 5部（社名あり1部、社名なし4部）
- (3) 提出方法
提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。
- (4) 提出期限
令和7年6月20日（金）15:00（厳守）
- (5) 提出場所
札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
（公社）北海道観光機構事業企画本部 プロモーション部
担当：堀田 彰 TEL 011-231-0941

10. 選定基準

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
- 指示内容が十分理解されているか。
 - 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案になっているか。

※北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。

11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。
- (10) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

14. 再委託について

再委託の予定（下記2の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
（公社）北海道観光機構 事業企画本部
担当：堀田 彰 Email: ak_horita@visithkd.or.jp
TEL 011-231-0941

以上